

社会福祉法人白河市社会福祉協議会車いす貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自立歩行の困難な者の社会参加を促進し、また介助者の日常介護を援助し、在宅福祉の増進を図るため、社会福祉法人白河市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有する車いすの貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 車いすの貸出対象者は、市内在住者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「利用者」という。）又は利用者を介助する者であること。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障がい者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定める者のほか、本会が特に必要と認めた者

2 車いすは、前項の対象者が日常生活において介助・通院・外出・旅行等のため、一時的に利用するとき貸し出しする。

(貸出期間)

第3条 車いすの貸出期間は、原則として3日以内とし、継続して更新することはできないものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料)

第4条 利用料は、無料とする。

(申請手続)

第5条 車いすの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日までに所定の車いす利用申請書を会長に提出しなければならない。

(使用責任)

第6条 車いすを利用目的に反して使用したり、車いすを第三者に転貸してはならない。

2 貸し出しを受けた者は、車いすの安全な使用に努めるものとし、車いすの使用期間中に生じた損害賠償等の責務は、すべて申請者が負うものとする。

(返却)

第7条 申請者は、使用後に貸出場所に返却しなければならない。また、返却時には、使用状況について本会に報告しなければならない。

(利用の中止及び本会の責任)

第8条 車いすの故障等により安全に使用できないと本会が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は、行わないものとする。

2 貸出中に何らかの理由により使用が出来なくなった場合、本会はその責を負わないものとする。また、その期間に貸与を受けた者が修理をした場合の費用は、貸与を受けた者が負担するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。